

役内・雄物川漁業協同組合 内共第1号 第五種共同漁業権  
行使規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第1号第五種共同漁業権（以下、「内共第1号」という。）の管理及び行使に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(漁業を営む権利を有する者の資格)

第2条 内共第1号の内容たる次表ア欄に掲げる漁業でイ欄に掲げる漁業の方法により漁業を営む権利を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げるとおりとする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資格
あゆ漁業	釣り・刺網・	組合員であること
	投網・ヤナ	
いわな・やまめ漁業	釣り	
うぐい漁業	釣り	
かじか漁業	釣り・ヤス	

2 前項の漁業を営む権利を有する者が死亡した場合、相続人が組合員となったときには、その者は、前項の漁業を営む権利を有する者の資格があるものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、この組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第1項の漁業を営む権利を有する者の資格を有しないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格にかかる漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

(漁業の方法等)

第4条 次表ア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の統数・規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ、営んではならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数・規模、区域又は期間を制限することができる。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数・規模	エ 区域	オ 期間
あゆ漁業	釣り	200人	旧雄勝漁協 漁場	7月 1日より 10月31日まで
	刺網	70統 ただし、全長30m以内、目合20mm以上に限る。		8月 1日より 10月31日まで
	投網	20統		8月20日より 10月15日まで
	ヤナ	5統		
いわな・やまめ漁業	釣り	300人		4月 1日より 9月20日まで
うぐい漁業	釣り	300人		
かじか漁業	釣り・ヤス	300人		6月 1日より 9月20日まで

(行使の内容たるべき事項の決定)

第5条 理事は、第2条に規定する漁業ごとに、当該漁業を営む者、当該漁業を営む者の行使区域、行使期間、その他内共第1号の内容たるべき事項を定めなければならない。ただし、第2条に規定する漁業を営む権利を有する者が、当該漁業権の存続期間中に当該漁業を営むことができないような定めをしてはならない。

2 理事が前項の定めをする場合は、理事会の議決によらなければならない。

(全長制限)

第6条 次表左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな・やまめ	15cm

2 9月1日より9月20日までの期間は、全長30cm以上のいわな・やまめを再放流(リリース)しなければならない。

(禁止区域)

第7条 次の区域では、全ての水産動植物を採捕してはならない。

(1) 役内川の雄勝中学校前堰堤の上流10メートルから下流25メートルまでの区域

(2) その他、組合が別に定める区域。

2 前項2号により禁止区域を定める場合、組合は、公示しなければならない。

(漁業権管理費の負担)

第8条 内共第1号の内容となっている漁業を営む組合員は、内共第1号の維持管理に要する経費にあてるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定め、これを公示しなければならない(違反者に対する措置)

第9条 内共第1号の内容となっている漁業を営む者が、漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、組合は当該者に内共第1号の行使をさせないことができる。

2 内共第1号の内容となっている漁業を営む者が、この規則に違反したときは、組合は、当該者に対して過怠金を課することができる。

(外来魚の再放流の禁止)

第10条 採捕された外来魚(オオクチバス、コクチバス及びブルーギル及びブラウントラウト)は再放流(リリース)してはならない。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

付則 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

役内・雄物川漁業協同組合 内共第4号 第五種共同漁業権  
行使規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第4号第五種共同漁業権（以下、「内共第4号」という。）の管理及び行使に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(漁業を営む権利を有する者の資格)

第2条 内共第4号の内容たる次表ア欄に掲げる漁業でイ欄に掲げる漁業の方法により漁業を営む権利を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げるとおりとする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資格
あゆ漁業	釣り・刺し網・投網・四つ手網	組合員であること
うぐい漁業		
こい・ふな漁業		
いわな・やまめ漁業	釣り	

2 前項の漁業を営む権利を有する者が死亡した場合、相続人が組合員となったときには、その者は、前項の漁業を営む権利を有する者の資格があるものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、この組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第1項の漁業を営む権利を有する者の資格を有しないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格にかかる漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

(漁業の方法等)

第4条 次表ア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の統数・規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ、営んではならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数・規模、区域又は期間を制限することができる。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数・規模	エ 区域	オ 期間	
あゆ漁業	釣り	100人	旧雄物川上流漁協漁場	7月1日より 10月31日まで	
	投網・たも網	計20統		8月1日より 10月31日まで	
	刺し網・四つ手網	計100統		8月20日より 10月15日まで	
	ヤナ	5統		4月 1日より 9月20日まで	
いわな・やまめ漁業	釣り	100人		旧雄物川上流漁協漁場	1月 1日より 12月31日まで
うぐい漁業	釣り	300人			
	投網・たも網	計20統			
	刺し網・四つ手網	計100統			
こい・ふな漁業	釣り	100人			
	投網・たも網	計20統			
	刺し網・四つ手網	計100統			

(行使の内容たるべき事項の決定)

第5条 理事は、第2条に規定する漁業ごとに、当該漁業を営む者、当該漁業を営む者の行使区域、行使期間、その他内共第4号の内容たるべき事項を定めなければならない。ただし、第2条に規定する漁業を営む権利を有する者が、当該漁業権の存続期間中に当該漁業を営むことができないような定めをしてはならない。

2 理事が前項の定めをする場合は、理事会の議決によらなければならない。

(全長制限)

第6条 次表左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな・やまめ	15cm

2 9月1日より9月20日までの期間は、全長30cm以上のいわな・やまめを再放流(リリース)しなければならない。

(禁止区域)

第7条 次の区域では、全ての水産動植物を採捕してはならない。

(1) 漁場内全ての頭首工及び堰堤上下流50m

(2) その他、組合が別に定める区域。

2 前項2号により禁止区域を定める場合、組合は、公示しなければならない。

(漁業権管理費の負担)

第8条 内共第4号の内容となっている漁業を営む組合員は、内共第4号の維持管理に要する経費にあてるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定め、これを公示しなければならない(違反者に対する措置)

第9条 内共第4号の内容となっている漁業を営む者が、漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、組合は当該者に内共第4号の行使をさせないことができる。

2 内共第4号の内容となっている漁業を営む者が、この規則に違反したときは、組合は、当該者に対して過怠金を課することができる。

(外来魚の再放流の禁止)

第10条 採捕された外来魚(オオクチバス、コクチバス及びブルーギル及びブラウントラウト)は再放流(リリース)してはならない。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

付則 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

役内・雄物川漁業協同組合内共第1号 第五種共同漁業権  
遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第1号第五種共同漁業権にかかる漁場（以下、「内共第1号漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする漁業権内容魚種の採捕（以下、「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場内において、遊漁をしようとする者は組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

3 第1項の承認を受けた者は、ただちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により、組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次表左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる条件内で行われなければならない。

漁具・漁法	条件
釣り	がらがけ・ひっかけを除く
ヤス	かじかに限る

(遊漁期間)

第4条 次表左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行われなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から10月31日
いわな・やまめ・うぐい	4月1日から9月20日まで
かじか	6月1日から9月20日まで

(禁止区域)

第5条 次の区域では、全ての水産動植物を採捕してはならない。

(1) 役内川の雄勝中学校前堰堤の上流10メートルから下流25メートルまでの区域。

(2) その他、組合が別に定める区域。

2 前項2号により禁止区域を定める場合、組合は、公示しなければならない。

(全長制限)

第6条 次表左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな・やまめ	15cm

2 9月1日より9月20日までの期間は、全長30cm以上のいわな・やまめを再放流（リリース）しなければならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学生以下並びに肢体不自由者（身体障害者手帳3級以上）のときは無料とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
あゆ	釣り	1日2,000円	1年8,000円
いわな・やまめ・うぐい・かじか	釣り (かじかのみヤス含む)	1日1,500円	1年5,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することもできる。

- (1) 漁協事務所
- (2) 組合が別に定め公表する遊漁券取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次の各号に掲げる要件を表記する遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 対象魚種
- (2) 漁具・漁法
- (3) 承認期間
- (4) 遊漁料
- (5) 遊漁区域
- (6) 発行漁協名
- (7) 発行販売店名
- (8) 注意事項

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第9条 ア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して採捕しようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定に関わらず、予めイ表右欄の遊漁料を納付し、当該遊漁について秋田県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域
内共第1号～26号漁場

イ表

魚種	漁具・漁法	遊漁料
いわな・やまめ	釣り	1年15,000円

2 前項の遊漁料は納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

秋田県内水面漁業協同組合連合会の指定する販売所

3 第1項の共通遊漁承認証は秋田県内水面漁業協同組合連合会の定めるものとする。

(遊漁に際して守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携行し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次の各号に掲げる要件を表記する漁場監視員証を携行し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 監視員氏名

(2) 監視員住所

(3) 有効期間

(4) 発行者印

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(外来魚の再放流の禁止)

第13条 採捕された外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブラウントラウト及びブルーギル）は再放流（リリース）してはならない。

付則 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

役内・雄物川漁業協同組合内共第4号 第五種共同漁業権  
遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第4号第五種共同漁業権にかかる漁場（以下、「内共第4号漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする漁業権内容魚種の採捕（以下、「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場内において、遊漁をしようとする者は組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

3 第1項の承認を受けた者は、ただちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により、組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次表左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる条件内で行われなければならない。

漁具・漁法	条件
刺網	網の全長50m以下
投網・刺し網・たも網・四つ手網	網の目合15mm以上

2 あゆについて7月1日から7月14日までの期間は釣り以外の方法で遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次表左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行われなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から10月31日
いわな・やまめ	4月1日から9月20日まで

(禁止区域)

第5条 次の区域では、全ての水産動植物を採捕してはならない。

(1) 漁場内全ての頭首工及び堰堤の上下流50m。

(2) その他、組合が別に定める区域。

2 前項2号により禁止区域を定める場合、組合は、公示しなければならない。

(全長制限)

第6条 次表左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな・やまめ	15cm

2 9月1日より9月20日までの期間は、全長30cm以上のいわな・やまめを再放

流（リリース）しなければならない。

（遊漁料の額及び納付方法）

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学生以下並びに肢体不自由者（身体障害者手帳3級以上）のときは無料とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
あゆ	釣り	1日2,000円	1年8,000円
	投網・刺し網・たも網・四つ手網		1年13,000円
いわな・やまめ・こい・ふな・うぐい	釣り	1日1,500円	1年5,000円
	投網・刺し網・たも網・四つ手網		1年10,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することもできる。

- (1) 漁協事務所
- (2) 組合が別に定め公表する遊漁券取扱所

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次の各号に掲げる要件を表記する遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 対象魚種
- (2) 漁具・漁法
- (3) 承認期間
- (4) 遊漁料
- (5) 遊漁区域
- (6) 発行漁協名
- (7) 発行販売店名
- (8) 注意事項

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

（県内共通遊漁の承認に関する事項）

第9条 ア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して採捕しようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定に関わらず、予めイ表右欄の遊漁料を納付し、当該遊漁について秋田県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域
内共第1号～26号漁場

イ表

魚種	漁具・漁法	遊漁料
いわな・やまめ	釣り	1年15,000円

2 前項の遊漁料は納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

秋田県内水面漁業協同組合連合会の指定する販売所

3 第1項の共通遊漁承認証は秋田県内水面漁業協同組合連合会の定めるものとする。

(遊漁に際して守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携行し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次の各号に掲げる要件を表記する漁場監視員証を携行し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 監視員氏名

(2) 監視員住所

(3) 有効期間

(4) 発行者印

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(外来魚の再放流の禁止)

第13条 採捕された外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブラウントラウト及びブルーギル）は再放流（リリース）してはならない。

付則 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

雄物川水系 役内・雄物川漁業協同組合 内共第27号 第五種共同漁業権  
行使規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第27号第五種共同漁業権（以下、「内共第27号漁場」という。）の管理及び行使に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(漁業を営む権利を有する者の資格)

第2条 内共第27号の内容たる次表ア欄に掲げる漁業で、イ欄に掲げる漁業の方法により漁業を営む権利を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げるとおりとする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資格
さくらます漁業	釣り・投網・ さし網・ひき網	組合員であること

2 前項の漁業を営む権利を有する者が死亡した場合において、その相続人（相続人が2人以上ある場合は、その協議により当該漁業を営むべき者を定めた者）が組合員となったときは、その者は前項の漁業を営む権利を有する者の資格があるものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、この組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第1項の漁業を営む権利を有しないものとする。

(経営の委任の禁止等)

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格にかかる漁業を営む権利の譲渡もしくは貸付け、又は当該漁業の経営の委任をしてはならない。

(共有免許の地先優先漁業)

第4条 共有免許の場合、第五種共同漁業権の操業は、地先優先とする。ただし、漁業協同組合間の話し合いで入会を認める場合はこの限りでない。

(漁業の方法)

第5条 次表ア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の統数・規模又は条件の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ営んではならない。ただし、理事会は水産動植物の繁殖保護、漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数・規模又は条件、区域又は期間を制限することができる。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数・規模又は条件	エ 区域	オ 期間
さくらます 漁業	釣り		旧雄勝漁協漁場及び旧雄物川上流漁協漁場	4/1～8/31
	投網	30統 3尾/日以内 目合70mm以上		6/1～8/31
	さし網	30統 3尾/日以内 目合120mm以上 時間8:00～17:00		
	ひき網	2統 5尾/日以内 目合120mm以上 時間10:00～15:00		

(当該漁業を行う者等の決定)

第6条 理事会は、第2条に規定する漁業ごとに、当該漁業を行う者、その者にかかる行使区域、行使期間、その他行使の内容たるべき事項を定めなければならない。

(禁止区域)

第7条 次の区域では、全ての水産動植物を採捕してはならない。

(1) 旧雄勝漁協漁場内の役内川の雄勝中学校前堰堤の上流10メートルから下流25メートルまでの区域。

(2) 旧雄物川上流漁協漁場内の全ての頭首工及び堰堤の上下流50m。

(3) その他、組合が別に定める区域。

2 前項3号により禁止区域を定める場合、組合は、公示しなければならない。

(全長制限)

第8条 次表左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄の全長以下のものは採捕してはならない。

魚種	全長
さくらます	15cm

(漁業権管理費の負担)

第9条 内共第27号の内容となっている漁業を営む組合員は、内共第27号の維持管理に要する経費にあてるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定める。

(行使に際し守るべき事項)

第10条 行使者は、行使をする場合には行使承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを提示しなければならない。

2 行使者は、行使に際しては漁場監視員の指示に従わなくてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 内共第27号の内容となっている漁業を営む組合員が、漁業に関する法令及びこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、理事会は当該者に対して当該漁業を停止させることができる。

2 内共第27号の内容となっている漁業を営む組合員が、この規則に違反したときは、組合は当該者に対して過怠金を課することができる。

(外来魚の再放流の禁止)

第13条 採捕された外来魚(オオクチバス、コクチバス、ブラウントラウト及びブルーギル)は再放流(リリース)してはならない。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

附則

(施行期日)

この規則は内共第27号共同漁業権の免許の日から有効とする。

この規則は、平成31年4月1日から施行する。